

平成 23 年 6 月 1 日

各 位

会社名 株式会社トリドール  
(コード番号 3397 東証第一部)  
代表者名 代表取締役社長 栗田 貴也  
問合せ先 取締役総務部長 小畠 義昭  
電話番号 078-200-3430

(訂正)「株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ」  
の一部訂正について

平成 23 年 5 月 31 日に公表いたしました「株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。  
なお、訂正箇所には、下線を付しております。

記

【訂正前】

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
[新 設]	(附 則) 第 1 条 <u>本定款変更の効力発生日は平成23年10月1日とする。</u> なお、本附則は効力発生後これを削除する。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成23年 6 月 29 日 (水曜日)  
定款変更の効力発生日 平成23年 6 月 29 日 (水曜日)

【訂正後】

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
[新 設]	(附 則) 第 1 条 <u>現行定款第 6 条 (発行可能株式総数) の変更、変更案第 8 条 (1 単元の株式数) および第 9 条 (単元未満株主の権利制限) の新設ならびに現行定款第 8 条ないし第 41 条の条数変更の効力発生日は平成23年10月1日とする。</u> なお、本附則は効力発生後これを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成23年6月29日（水曜日）

定款変更の効力発生日

（1）現行定款第2条（目的）に係る効力発生日

平成23年6月29日（水曜日）

（2）現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更、変更案第8条（1単元の株式数）および第9条（単元未満株主の権利制限）の新設ならびに現行定款第8条ないし第41条の条数変更に係る効力発生日

平成23年10月1日（土曜日）

以 上